

会計年度任用職員(家庭相談業務)を募集します

見出し	子ども支援課 子ども家庭支援室では、満 18 歳未満の児童に関する虐待、養育、性格、生活習慣、学校・家庭生活に関する電話・面接・家庭訪問等による相談指導を行う家庭相談員を募集しています。
職種	家庭相談員(会計年度任用職員)
応募資格	<p>以下のいずれかに当てはまる人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県知事の指定する児童福祉司 2. 医師 3. 社会福祉士 4. 精神保健福祉士 5. 公認心理師 6. 保健師 7. 助産師 8. 看護師 9. 保育士 <p>10. 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する普通免許状を有する者</p> <p>11. 警察官OB等、児童虐待の通告のあった児童について、目視による安全確認の補助を行う業務を遂行するにふさわしいと認められる者</p> <p>12. 前各号に準ずる者で、次の職務内容の職務を行うために必要な知識、経験及び能力を有すると認められる者</p>
職務内容	満 18 歳未満の児童に関する虐待、養育、性格、生活習慣、学校・家庭生活に関する電話・面接・家庭訪問等による相談指導業務
報酬等	<p>報酬: 月額 195,400 円～200,000 円 (本市会計年度任用職員としての職務経験による)</p> <p>期末手当及び勤勉手当: 一定の条件を満たした場合、年 2 回(6 月及び 12 月)支給</p> <p>交通費: 別途支給(月額上限 150,000 円) (注意)上記の金額は、条例等の改正に伴って変更する場合があります。</p>
加入保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入、公務災害補償制度適用
任用期間	<p>令和 7 年 12 月 1 日以降で相談の上、決定 ～令和 8 年 3 月 31 日(翌年度、再度の任用の可能性あり)</p> <p>(注意)採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。</p>
勤務時間等	<p>勤務時間: 週 5 日 1 日 6 時間 月曜日から金曜日 午前 10 時 15 分から午後 5 時 15 分(休憩時間 60 分を含む)</p> <p>(注意)原則は、上記の勤務時間となりますが、家庭訪問等の状況により変動することがあります。</p> <p>所定労働時間を超える労働の有無: 原則ありません</p> <p>休日: 土曜日、日曜日、祝日、年末年始</p> <p>休暇等: 勤務条件に基づき、年次休暇等が適用となります</p>

勤務地	宇都宮市役所 本庁舎 2 階 子ども支援課 子ども家庭支援室
採用人数	1 名
試験方法等	<p>試験方法:競争試験(書類審査、面接)</p> <p>試験日時:随時、面接日時の調整をさせていただきます。(面接試験時間の詳細については、受験者本人あてに別途通知します。)</p> <p>試験会場:宇都宮市役所内(受験者本人あてに別途通知します。)</p>
申込	<p>提出書類:顔写真を貼り付けた「会計年度任用職員(家庭相談員)採用試験申込書」</p> <p>(注意)既に他の事業所で就労しており、かつ、本市で採用されてもその就労を継続する意向の場合には、申込時に「就労証明書」を添付してください。</p> <p>提出方法:直接持参又は郵送</p> <p>申込先:〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号 宇都宮市子ども部 子ども支援課 子ども家庭支援室 相談グループ 電話番号 028-632-2661</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定(守秘義務、職務専念義務、人事評価、懲戒処分等)が原則適用となります。 提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。